

**令和 7 年度 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託にかかる
公募型プロポーザル実施要領**

1 趣旨

令和 9 年度から令和 11 年度までを計画期間とする第 10 期米子市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定するため、高齢者福祉及び介護保険制度に関するニーズや実態等を的確に捉えた調査を実施することのできる豊富な知識、技術、経験等を有する事業者を募集するものである。

2 業務概要

(1) 業務名

令和 7 年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託

(2) 業務内容

仕様書参照

(3) 業務期間

契約日から令和 7 年 12 月 2 日（火）まで

(4) 事業費限度額

4,642,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

3 参加資格

本業務の公募に参加できる事業者は、次の各号全ての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 事業者及びその代表者、役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な規定を有すると認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 米子市の競争入札に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 過去 6 年以内に、人口 12 万人以上の地方公共団体が実施した同種・類似業務を受託し、完了した実績を有すること。

4 スケジュール

内 容	日 程
公募要領の公表	令和 7 年 8 月 12 日（火）
質問受付	令和 7 年 8 月 12 日（火）から 8 月 22 日（金）午後 5 時まで
質問回答	令和 7 年 8 月 25 日（月）
申込書類の提出	令和 7 年 8 月 26 日（火）から 8 月 29 日（金）午後 4 時まで
優先交渉権者決定	令和 7 年 9 月上旬

結果通知	
契 約	

5 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和7年8月22日（金）午後5時まで（必着）。
- (2) 提出方法：電子メールに質問書（様式1）を添付して送信すること。なお、件名を「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託質問書（事業者名）」とし、送信後に電話連絡により受信確認を行うこと。
米子市福祉保健部長寿社会課 介護保険第二担当
電話 0859-23-5156
電子メールアドレス choju@city.yonago.lg.jp
- (3) 回 答：令和7年8月25日（月）より本市ホームページ上に公開する。ただし、公開することにより質問者の競争上の利益を害すると判断した場合には当該質問者のみにメール回答するものとする。

6 参加申込の手続き

- (1) 提出書類
 - ① 参加申込書（様式2）
 - ② 誓約書（様式3）
 - ③ 役員等調書兼照会承諾書（様式4）
 - ④ 企画提案書（様式任意）
 - ⑤ 価格見積書（様式任意）
 - ⑥ 会社概要（様式任意）
 - ⑦ 同種・類似業務の実績報告書（様式5）
 - ⑧ 本業務実施体制（様式任意）
 - ⑨ 本業務責任者の経歴（実績）等調書（様式任意）
 - ⑩ 本業務担当者の経歴（実績）等調書（様式任意）
 - ⑪ その他補足資料（任意提出）
- (2) 提出部数
原本1部、副本3部
※副本はコピー（写し）を可とするが、④の企画提案書に限っては、原本がカラーである場合は、副本もカラーとする。
- (3) 作成要領
【共通事項】
ア 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。
イ 様式は、原則としてA4版両面で縦置き・横書きとする。
ウ (1)に掲げる書類を、①～⑪の順番にA4サイズのファイルに綴じ、①～⑪毎にインデックスをつけること。やむをえずA3サイズを使用する場合は、折りたたんで綴じること。また、

ファイルの表紙、背表紙に商号または名称を記入すること。

【個別事項】

ア 同種・類似業務の実績報告書（⑦）（様式5）

過去6年以内の、人口12万人以上の地方公共団体が実施した同種・類似業務の実施実績について記載すること。

イ 本業務実施体制（⑧）（様式任意）

例えば、本業務に関係する部署の組織図を記載し、従事予定者については氏名等について記載する。

ウ 本業務責任者の経歴（実績）等調書（⑨）、本業務担当者調書（⑩）（様式任意）

本業務責任者及び本業務担当者の経歴、経験年数及び実績について、業務の従事期間がわかるよう作成すること。特に、介護保険事業計画、高齢者福祉計画策定に従事した実績があれば必ず記載する。

エ その他補足資料（⑪）（任意提出）

その他提案にあたって補足すべき事項があれば資料を提出すること。

（4）提出期限等

① 提出期限：令和7年8月29日（金）午後4時まで（必着）

② 提出場所：米子市福祉保健部 長寿社会課（市役所本庁舎1階14番窓口）

③ 提出方法：持参又は郵送によること。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限内に到着したものに限り受け付ける。

7 審査基準及び配点

別紙「令和7年度 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託審査票」による。

なお、審査は、企画提案書の書類審査のみとし、プレゼンテーション審査は実施しない。また、参加申込者が一者のみであっても審査を行い、審査基準の6割以上を満たす場合は優先交渉権者とする。

8 契約

（1）優先交渉権者選定後、仕様書の内容、スケジュール等を確認し、契約の手続きに進む。

（2）選定された優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、次順位者と協議を行い、契約相手方を決定する。

9 その他留意事項

（1）提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。

（2）提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

（3）提出書類は返還しない。

（4）参加申し込み手続き後に辞退する場合は、文書にて連絡すること。（様式任意）

（5）提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生

じた事象に関する責任は、すべて提案者が負うものとする。

- (6) 提出書類は、米子市情報公開条例に基づく公開請求があった場合、原則公開となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当する部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。また、本公募の優先交渉権者選定前において、その決定に影響が出るおそれのある情報については、優先交渉権者決定後の公開とする。

10 問い合わせ先

〒683-8686

鳥取県米子市加茂町1丁目1番地（市役所本庁舎1階14番窓口）

米子市福祉保健部 長寿社会課 介護保険第二担当

電話：0859-23-5156

FAX：0859-23-5012

電子メール：choju@city.yonago.lg.jp